

第 23 回総会 令和 4 年 4 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、4 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 また、相続届出 2 件、使用貸借合意解約 2 件、賃貸借合意解約 14 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 4 年度第 23 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 14 名、推進委員 15 名、合計 29 名の出席であります。本日の議案件数であります、8 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。14 番 ○○委員、25 番 ○○委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 124 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 124 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 4 件であります。

1 番を説明します。受人：右松の○○ ○○、渡人：右松の○○、申請地：右松○○番 3、登記・現況ともに畑、面積 142 m<sup>2</sup>、申請事由：駐車場及び資材置場用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は、事業用の既設駐車場及び資材置場の拡張であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 今回は、23 番 ○○委員と私（7 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、4 月 20 日午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、鶴

丸補佐、清係長同行のもと、農地法第5条4件、非農地証明1件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。尚、非農地証明調査には、3番 ○○委員にも同行いただきました。

23 番 1番を説明します。申請地は、妻地区の○○集落で、○○公園南側から約30m行った所の農地です。詳細については配付済みの地図を参照して下さい。持分が1/2ずつの申請人、○○、○○さんが○○さんから贈与により所有権の移転を受け、駐車場及び建設資材置場を、移転・拡張するために申請されたものです。周囲は、東側は畑、西側は住宅、南側は住宅、北側は住宅となっています。雨水は、境界に土止ブロックを設置して、側溝に流します。転用する土地の周辺関係者等の同意を得ているとのことです。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：神戸市の○○、渡人：三宅の○○、申請地：大字鹿野田字○○番1、登記：宅地、現況：畑、面積730.57㎡、申請事由：太陽光発電設備の設置、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、太陽光パネル270枚の設置で

あります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 2番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から北へ500m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は山林、西側は市道、南側は宅地、北側は農地となっています。雨水は、北側市道に設置してある側溝に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、整地、転圧後砂利敷簡易舗装し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことですが、北側農地の所有者が所在不明で、連絡が取れていません。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

9 番 この〇〇集落は、大雨等で毎年のように浸水する地域ですが、大丈夫ですか。

事務局 この申請地集落は、過去に大規模の災害があったところではありますが、受人からは、排水計画も提出され、雨量計算等もなされたうえで、排水計画上問題ないとして申請されています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積426㎡、申請事由：資材置場・簡易倉庫用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、資材置場・簡易倉庫の設置・建築であります。

議長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

23番 3番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇バス停から南へ50m行った所の農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、建設資材置場を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は田、西側は道路、南側は田、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透及び集水桝と排水パイプを新設して処理します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、敷地全体に砂利を20cm～30cm程盛りますが、東側、南側の畦畔の高さ以下にします。転用する土地の周辺関係者等にも同意を得ており、土地改良区も了承しています。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：大字平郡の〇〇、渡人：大字平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番イの1、登記：畑、現況：山林、面積231㎡、申請事由：土置場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、土置場用地となっていますが、既に山林化しており、顛末書が添付されています。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

23 番 4番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇バス停から南東へ500m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、本件申請地を土置場にするために申請されたものです。この申請地は、地目は畑ですが、山林に無断転用されていたもので、違反転用を是正し、新たに敷地全体に、土を約2mの高さまで盛土するための転用申請です。この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は原野、西側は山林、南側は原野、北側は原野となっています。雨水は、敷地内から北側排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、東側に隣接する受人の管理する土地と同じ高さまで盛土、造成し土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 125 号農地法第 3 条における下限面積（別段面積）の設定について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 125 号農地法第 3 条における下限面積（別段面積）の設定について、令和 4 年度の西都市の農地法第 3 条における下限面積を 50 アールとする。ただし、東米良地区に関しては 10 アールとする。また、空き家に付属した農地に限定した農地（農業委員会が指定した農地に限る）については、原則 1a とする。但し、1a 未満の農地も農業委員会が認めた場合対象とする。以上であります。

議 長 補足説明をお願いします。

事務局 補足説明

議 長 説明がおわりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで決定いたします。

議 長 議案第 126 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 126 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4 ページの通り、申請件数は 2 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：童子丸の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字 〇〇番 30、登記・現況ともに畑、面積 340 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 1 番を説明します。申請地の場所は、〇〇の〇〇から西へ約 100m 行った所の農地です。受人は、〇〇の〇〇さんで、先月も渡人の〇〇さんからの売買について、総会に挙がっていましたが、その農地のすぐ近くの農地です。〇〇さんも高齢で、管理困難とのことで現在何も作られていませんが、〇〇さんが購入後は栗を植える予定とのことです。〇〇さんは、〇〇業ですが、農地も 4 町近く所有していますし、農業に必要な機械等も一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a 当たり約〇〇円となっています。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇

〇番47、登記・現況ともに畑、面積513㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15番 2番を説明します。場所は、先ほどの農地の近いところですが、〇〇から南西に200m

程行った所の農地です。渡人の〇〇さんは、体調を崩され、除草等の管理のみ行って

いましたが、受人の〇〇さんが丁度隣の農地で栗を植えておられ、隣地でもあり、購

入して欲しいと相談したことで、売買の話が進んだとのこと。〇〇さんは、〇〇

でピーマン3反ほど作付けされており、畑もかなりの規模で所有されていますし、ダ

ンプやローダー等農業に必要な機械等一式揃えています。耕作等に何ら問題ないと判

断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)



議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 127 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 127 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。議案書 5～8 ページの所有権移転分 8 件を説明させていただきます。

1 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,811 m<sup>2</sup>です。

2 番 受人：穂北の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,534 m<sup>2</sup>です。

3 番 受人：有吉町の〇〇、渡人：中央町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 640 m<sup>2</sup>です。

4 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 2 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,056 m<sup>2</sup>です。

5 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,985 m<sup>2</sup>です。

6 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 20、登記・現況ともに畑、面積 834 m<sup>2</sup>です。

7 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 2,361 m<sup>2</sup>です。

8 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 5,922 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の

事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年5月9日を予定しております。

議長 議案第127号 1番は、13番〇〇委員が関連する案件であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので1番を審議するにあたり、〇〇委員の退席を求めます。

(中武達志委員退席)

議長 それでは、1番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻りください。

議長 それでは、2番から8番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1番 8番についてですが、受人と渡人が同じ住所なのですが、親子関係等で売買ですか。

事務局 住民票上の住所は同じであります但し別世帯であり、直系の親子関係等ではなく、親戚関係になります。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 128 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 128 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 9～18 ページの通り 20 件申請がなされていますが、議案書送付後に申請番号 16 番が取り下げとなりましたので 19 件となります。修正をお願いします。また、すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 11,525 m<sup>2</sup>、令和 4 年 6 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 5 月 9 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありましたが、16 番を除く、1 番～20 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 129 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 129 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 19～20 ページの通り 1 件であります。非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字下三財字〇〇番 2 他 2 筆、地目：台帳：畑、現況：宅地及び原野、面積 541 m<sup>2</sup>、所有者：佐土原町〇〇番地 88、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 1：1 筆、事由 4：2 筆となっています。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

2 番 3 番を説明します。申請地は、〇〇地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、佐土原町に住む申請人の〇〇さんが所有する農地ですが、農地法施行以前から家が建っており、農地以外の土地であったこと、また 10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、また農地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由 1 と事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をお願いします。

議長 説明がありました番号 1 について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 130 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 130 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については議案書 21～28 ページであります。担当者が説明いたします。

事務局 説明

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで承認いたします。

議 長 議案第 131 号令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 131 号令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、議案書 29～31 ページとなります。担当者が説明いたします。

事務局 説明

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 農地利用最適化推進に関する活動といっても、どんな活動があるのか、情報が欲しい。

15 番 活動の日数は 7 日としているが、1 日の活動時間は何時間といった決まりがあるのか。

3 番 活動記録簿では、活動成果という覧があるが、最適化の話をしながら成果がないと

記載できないのか。※その他活動記録に対して複数人の質問あり。

事務局 活動記録に関することにつきましては、総会後の協議会の中で協議事項として挙げていますので、まずこの議案に対して皆さまの承認をいただき、これまでの質問等も含めまして、協議会の場で意見交換等を行いたいと考えています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたします。

議長 暫時休憩

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

---

協 議 会

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 3時 27分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

13 番 \_\_\_\_\_

24 番 \_\_\_\_\_